

事務連絡
令和2年4月24日

障がい者・障がい児福祉サービス提供事業所様

松本市長 臥雲 義尚

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて

日ごろは、障がい者福祉の推進に御尽力をたまり、厚くお礼申し上げます。

令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害健康福祉部障害福祉課からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」に基づき、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、事前に市村へ届出を行い、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行った場合は、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものと認め、報酬請求の対象とすることとなっています。これに関し、松本障害保健福祉圏域8市村は、市村ごとに取扱いが異なることによる混乱を避けるために、共通の方法で実施することについて調整し、報酬請求における、必要な手順や書式を整備しましたのでお知らせします。

各種様式は圏域内市村のホームページに公開しますので御活用ください。

なお、本取扱いは当面の間適用することとし、今後の国の方針等を踏まえ、変更等があった場合には随時通知でお知らせいたします。

1 対象事業

- (1) 通所系サービス（就労移行、就労継続支援A型、B型事業所、生活介護等）
- (2) 施設入所
- (3) 共同生活援助
- (4) 児童発達支援
- (5) 放課後等デイサービス

2 対象事業の居宅等でのサービス提供について

(1) 手順

ア 利用者の居宅等において支援を提供する場合、事前に利用者へ説明と同意を得る。

代替的な支援を行うことにより、通常のサービス利用とみなされ、利用者負担が発生する可能性があることを必ず利用者もしくは保護者へ説明し同意を得る。

イ 新型コロナウイルスの対応に伴う障害福祉サービス費・障害児給付費における在宅支援の届出書（様式1）を受給者証を発行している市村へ提出する。

ウ 新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等在宅支援実績記録（様式2）に日々の支援の様子を記載する。

(7) 別添、様式2の必要事項が全て網羅されていれば事業所の独自形式をそのままご利用ください。

(イ) 市村への提出は不要ですが、指定権者による実地指導等で提示を求められたときに開示することができるよう整備しておいてください。

(2) 支援及び請求について

支援及び報酬請求に当たっては、サービス利用計画に基づいた支援及び請求をお願いします。（支援及び請求が他事業所と重複しないよう注意してください。）

(3) その他

就労系障害福祉サービス事業所においては、加えて令和2年3月9日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」をご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市健康福祉部障害福祉課

担当：課長補佐 澤田 昌宏

事務員 春木 健太郎

松本市こども部こども福祉課

担当：主査 丸山 紗耶

TEL：0263-34-3036(直通)

FAX：0263-36-9119

Mail：s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp